



暑中お見舞い  
申し上げます

# 税務と経営

編集発行人  
税理士

村野幸司

事務所 〒639-2113  
奈良県葛城市北花内  
281番地22

TEL 0745(69)8282

FAX 0745(69)7377

自宅 0745(69)2174

8月

(葉月) August

## 8月の税務と労務

日	10	24
月	11	25
火	12	26
水	13	27
木	14	28
金	1	29
土	2	30
日	3	31
月	4	18
火	5	19
水	6	20
木	7	21
金	8	22
土	9	23

- 国 税** / 7月分源泉所得税の納付 8月11日
- 国 税** / 6月決算法人の確定申告 (法人税・消費税等) 9月1日
- 国 税** / 12月決算法人の中間申告 9月1日
- 国 税** / 9月、12月、3月決算法人の消費税等の中間申告 (年3回の場合) 9月1日
- 国 税** / 個人事業者の消費税等の中間申告 9月1日
- 地方税** / 個人事業税第1期分の納付 都道府県の条例で定める日
- 地方税** / 個人住民税第2期分の納付 市町村の条例で定める日
- 労 務** / 労働保険料第2期分の納付 9月1日 (労働保険事務組合委託の場合は 9月16日)

### ワンポイント 遺留分

配偶者や子供等に保障された最低限の資産承継の権利。原則、法定相続分の半分。本年5月に成立した「中小企業における経営の承継の円滑化法」では、事業承継をスムーズに行うため、遺留分権利者の合意と一定の手続きを前提に生前贈与株式を遺留分の対象から除外するなどの民法の特例措置を講じています。

# 下流社会の行方



「下流社会」という言葉が流行っています。雑誌での特集も多くなり、電車の中吊り広告に目が止まるほど普通の言葉となってきました。

かつての55年体制における「1億総中流化・平等化モデル」が転換し、「階層化・下流化モデル」に変貌してきたと思われます。

「自分らしさ」の結果は、生活水準の低下に

カルチャースタディーズ研究所と憐イー・ファルコンの「欲求調査」によると、団塊ジュニアの男性で「生活全般で大事にしていること」として、「個性・自分らしさ」を挙げた者は、階層意識が「上」の者での25.0%に対し、「下」では41.7%もいます。「自立・自己実現」についても階層意識が「上」は16.7%、「下」は29.2%となっています。

「自分らしさ」や「自己実現」を求める者は、仕事においても自分らしく働こうとしますが、それで高収入を得ることは難しいので、低収入となります。その結果、生活水準が低下し、悪循環にはまっ

## コミュニケーション格差

医師・評論家の斎藤環氏の著書『「負けた」教の信者たち』によると、「コミュニケーションが苦手と思いこまれてしまった子どもは、早々と自分自身を『負け組』に分類してしまう傾向があります。この種のコミュニケーション格差がそのまま延長された果てに、『ひきこもり』のような問題が析出しています」としています。

教育社会学者の本田由紀氏は、若者のライフ・スキル（生活上の技術）を分析する中で、「自分の意見を人に説明する」「よく知らない人と自然に会話する」というコミュニケーション・スキルが、学歴が高くなるほど高まると述べています。

先の「欲求調査」でも、そうした傾向はある程度裏付けられます。団塊ジュニア世代の階層意識が「下」では、男女ともにひとりであることに幸せを感じる傾向が強くなっています。階層意識が「上」の男性は、性格が明るく、人の好き嫌いがあまりなく、人づきあいがよく、気配りができて、実行力があり、依存心が弱くなり、逆に階層意識が

「下」の男性は、性格が暗めで、優柔不断で、依存心が強めだと言えます。

自分らしさが重要だと言いつつ、努力もせずにぶらぶらしている中途半端な人間が、5年、10年後、30代、40代になったときどうなるか。非常に問題視されてきます。

敗北感だと本当の下層に

30代のフリーターの増加はあくまで過渡期であり、40代になるまでには中途半端な人間は淘汰されていく可能性もあり、日本は、非常に多様で豊かな大文化国家になるかもしれません。

ですが、生存競争に敗れた人たちは、ベストを尽くして夢を追ったことへの満足感を得ながら、なんらかの定職についていきます。

下流ながらも楽しく安定した生活を営むことができるか、あるいは、夢破れたことの敗北感にさいなまれながら無気力に生きるしかない本当の下層として社会の底辺に固まってしまうのが、今後の日本の大きな問題となるでしょう。

# 経営の見える化



人間は2つの目で物を見ていますが、人間の目で見える対象物は限られています。人間の共同作業で、さらに場所的にも組織的にも分散されて営まれているビジネスに関しては、人間の二つの目で見えていない部分の方が圧倒的に多いものです。

## 特筆すべきは簿記

先人達はこの見えないビジネスに対して「見える化」をする努力を惜しまずしてきました。最も特筆すべきは簿記ではないでしょうか。経営の努力と成果を数字という共通言語に表し、見える化に成功しました。

最近では経営戦略にもビジュアル化が進みバランススコアカードが登場し、また、生

産現場にはTQC（総合的品質管理）やIT化した情報共有システム等の導入がなされ、ビジュアル化への取り組み、工夫など枚挙にいとまがありません。

ビジョン

競争戦略

オペレーション

## が経営の三要素

経営を構成する要素はビジョン、競争戦略、オペレーションの3つに分類することができますが、それぞれの分野で見える化を実現していかなくは、経営全体としてうまくいきません。経営とは刻々と現れる問題・課題を解決する過程であるといえます。

そこで、次々と現れる問題・課題に対して経営者、管理者、現場レベルでどのように向きあうかをビジョン、経営戦略、オペレーションのそれぞれに示すことがこの見える化の取り組みです。

それぞれの会社で経営の見える化に努力がなされていますが、その実情は、見えていない部分が見えていると勘違いをしているケースもあるようです。そうした企業の勘違いにはいくつかの共通点があります。

### 1 IT偏重

製品に関わる顧客情報・クレーム情報を常々、「部門間でクレーム情報が共有化されていない」という声が強い会社がありました。データベースを構築したところ、「データベースができた後は事業部が見てくれるはず」と思い込み、「見る」意思のない技術者にとってはかえって「見えない化」を促進してしまったとの例もあります。これはITへの過信は禁物との一例になっています。

### 2 数値偏重

計数管理は必須であることは疑いのないことですが、データだけ見て実態がわかった気になるその危険性について理解をしなくてはなりません。数値はあくまでも事実の一つであり、定義を変えたり、申告するタイミングをずらしたりすることで作りかえたり、バイアス（偏り）をかけることができることを知っておく必要があります。

## 暑中のご挨拶



暑中お見舞い申し上げます。

中小企業の事業承継をスムーズに行うことを通じて、雇用の確保を目指した「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」が本年5月に成立しています。この法律は、相続に伴う民法や税法の特例と融資の三本柱からなるもので、税法については来年度税制改正で「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が創設され、本年10月に遡って制度が適用されます。

また、10月には政府系金融機関が統廃合されます。中小企業に関係の深い国民生活金融公庫(国金)と中小企業金融公庫(中金)は統合され、株式会社日本政策金融公庫としてスタートします。その融資に関する事業内容は、国金が教育資金融資の貸付対象範囲を縮小し、中金が一般貸付融資を廃止する以外は、現行と変更がないようです。

先の国会では、ガソリン税など道路特定財源の一般財源化や後期高齢者医療制度が与野党の争点になりました。年金問題も含めその財源を考えると、消費税論議は避けて通れない状況で、本年末の与党税制改正大綱に、どの程度消費税について具体的記述が盛り込まれるのが注目されます。

皆様方の益々のご発展とご健勝を祈念し、ご挨拶といたします。

## 個人年金保険契約に関する権利の課税関係

**Q** 母は、自らを契約者、被保険者及び受取人とする生命保険会社の個人年金保険に加入していますが、保険料はすべて父が負担していました。本年4月に父が他界しましたが、この保険契約にかかる相続税の課税関係について教えて下さい。

**A** 相続開始の時ににおいて、まだ保険事故が発生していない生命保険契約で、被相続人が保険料を負担し、かつ、被相続人以外の者がその生命保険契約の契約者であるものがある場合には、その契約者は、その契約に関する権利を被相続人から相続等により取得したものとみなされます。従ってご質問の場合は、この個人年金保険契約に関する権利をお父さんからお母さんが相続したものとみなされ相続税の課税対象とされます。

なお、相続税評価額は、相続開始時における解約返戻金相当額とされています。

## 還付申告書の提出期限

**問** 私は会社員ですが、過去の年分の医療費等を調べたところ、医療費控除の適用を受けられることが判明しました。この場合何年分遡って還付申告書を提出することができますか？

**答** 所得税法では、医療費控除等を適用する場合のように、確定申告書を提出する義務はないものでも源泉徴収税額や予定納税額が納めすぎになっている場

合には、その納めすぎになっている税額の還付を受けるための還付申告書を提出することができます。還付申告書の提出は、還付申告をする年分の翌年一月一日から五年間行うことができます。

したがって、これまでに申告をしていなかった場合は、平成十五年分までの医療費控除について遡って申告することができます。